平成２６年（フ）第３２７号
静岡県沼津市高砂町10番地の９　グローリーヒルズ105、前住所静岡県沼津市北今沢11番地の５
債務者　新村　博昭
1　決定年月日時　平成26年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月16日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第３２８号
静岡県沼津市高砂町10番地の９　グローリーヒルズ105、前住所静岡県沼津市北今沢11番地の５
債務者　新村　幸子
1　決定年月日時　平成26年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月16日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第３３０号
静岡県沼津市大岡2414番地の１　静コーポ302
債務者　熊谷百合子（旧姓長澤）
1　決定年月日時　平成26年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月16日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第４３２０号
大阪市西成区玉出西１丁目７番13―504号
債務者　髙橋　文平
1　決定年月日時　平成26年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４４０１号
大阪市中央区瓦屋町２丁目16番23―406号
債務者　黒川世津子（旧姓小藪）
1　決定年月日時　平成26年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４４６０号
大阪市浪速区日本橋東３丁目６番２―905号、前住所大阪府和泉市芦部町113番地の３
債務者　石倉　博記
1　決定年月日時　平成26年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４５２４号
大阪府守口市桜町８番８―801号
債務者　岡田　壽子
1　決定年月日時　平成26年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４６５２号
大阪府東大阪市岸田堂西２丁目８番31号　コボックス303号
債務者　寿工務店こと　小林健一郎
1　決定年月日時　平成26年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４６７７号
大阪市東淀川区淡路４丁目３番26号
債務者　萩原　正寿
1　決定年月日時　平成26年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４７０１号
大阪市北区長柄東２丁目５番２―413号
債務者　近藤かずへ
1　決定年月日時　平成26年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４９８０号
大阪府茨木市太田２丁目８番18号　協和マンション107号
債務者　加藤　　昭
1　決定年月日時　平成26年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４９９３号
大阪市東淀川区大桐２丁目９番７―209号
債務者　山田　和男
1　決定年月日時　平成26年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４９９５号
大阪府枚方市伊加賀栄町６番25―303号、前住所大阪府交野市星田４丁目11番26号
債務者　原　　忠人
1　決定年月日時　平成26年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４９９６号
大阪府交野市星田４丁目11番26号
債務者　原　　淳
1　決定年月日時　平成26年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第６３４号
堺市北区東浅香山町２丁80番地６
債務者　吉井　教浩
1　決定年月日時　平成26年11月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第７１６号
堺市堺区南清水町３丁５番９号
債務者　髙橋　康彦
1　決定年月日時　平成26年11月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第７５９号
大阪府富田林市大字新堂2172番地１
債務者　金澤　径午
1　決定年月日時　平成26年11月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係